

平成 21 年 5 月 13 日

新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会 報告  
(停留に関する報告)

現在、わが国の新型インフルエンザ対策は、第一段階：海外発生期として関係諸機関における所要の措置が実施されているところである。さる 5 月 10 日、当委員会は成田空港の検疫体制において発見された 4 人の日本人新型インフルエンザ患者について、その疫学情報と臨床経過を詳細に検討した。

その結果、今回の日本人 4 人の新型インフルエンザ患者の臨床経過は、季節性インフルエンザと極めて類似していた。その意味で、今回の日本人 4 例の臨床的知見は今までに得られた国際的知見<sup>1</sup>と極めて近い。4 人と数は少ないものの、現時点において日本人における感染が諸外国と比べ、特に、例外でないことを確認できた。但し、基礎疾患のある人を中心に、一部重篤化する例が報告されていることに留意すべきである。

この認識に基づき、わが国の H 1 N 1 新型インフルエンザ対策の

---

<sup>1</sup> 5 月 7 日にニューイングランドジャーナル誌に発表された 6 4 2 人の新型インフルエンザ患者の解析に基づく論文等

一環としての水際対策については、以下のように実施すべきである  
と考える。

わが国が実施してきた水際対策については、国内への新型インフル  
エンザの侵入を防ぎ、国内感染が拡大することを阻止する目的で  
一定の効果をもたらしてきたものと考えている。今回、成田空港で  
実施している検疫体制において、4人の新型インフルエンザ患者を  
早期に発見し、専門的な医療につなげるとともに、濃厚接触者に対  
しては停留措置をとり、国内へのウイルスの侵入を防ぐための効果  
を上げた。

現在、停留措置は10日間としているところであるが、これは高  
病原性H5N1鳥インフルエンザウイルスに由来する新型インフルエン  
ザウイルスを想定した対策である。一方、米国CDCが発出したガイ  
ダンス<sup>2</sup>によるとH1N1新型インフルエンザの潜伏期間は1～7日  
とされており、今回の日本人4人の感染事例における病状もそれと  
矛盾しないと考えられた。

このため、専門家諮問委員会としては、停留対象者に過重な負荷  
となりつつあるこの措置を10日間から7日間に縮小しても、十分

---

<sup>2</sup> CDC Interim Guidance for Clinicians on Identifying and Careing for Patients with Swine-origin InfluenzaA(H1N1) Virus Infection May 4, 2009

にこれまでの水際対策の効果を維持できるとの結論に至った。

したがって、停留をはじめ、新型インフルエンザの潜伏期間に基づいて実施されている各種の水際対策については、その潜伏期間を7日間であることを前提として取り組むように要請する。

なお、専門家諮問委員会としては、新しく得られた知見を基に、今後とも更なる提言を行う方針である。